

民間投資促進特区制度のご案内

復興特区制度にもとづき、宮城県と県内34市町村が共同申請を行った「宮城県民間投資促進特区」が平成24年2月9日に認定を受けたことに伴い、仙台市内の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることになりました。

1. 対象事業

別添資料に記載する復興産業集積区域内において、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（例：新たな設備投資や被災者等の雇用を維持した場合）

2. 税制上の特例措置

【国税】（◎：既存立地企業及び新規立地新設企業に適用可能、○：新規立地新設企業のみ適用可能）

選択適用	◎ 特別償却 / 税額控除	機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。					
		特別償却	～26年3月末	～28年3月末	税額控除	～26年3月末	～28年3月末
		機械装置	即時償却	50%	機械装置	15%	
		建物・構築物	25%		建物・構築物	8%	
		（※）税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能。					
	◎ 法人税特別控除	被災雇用者等に対する給与等支給額の10%を税額控除できます。（指定を受けた日から5年間） （※）税額控除は法人税額の20%が限度。					
	○ 新規立地促進税制	復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後5年間無税になります。 新設法人の再投資等準備金積立額の 損金算入 （指定後5年間、所得金額を限度） + 再投資した場合の 即時償却 （再投資等準備金残高を限度） （※）その他、投資・雇用などの要件あり。10年経過後は、毎年度、準備金残高の1/10を益金に算入。					
	◎ 研究開発税制	開発用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。 研究用資産について 即時償却 + 開発研究用資産の即時償却した減価償却費の 12%を税額控除 （通常8～10%） （※）上記3種の選択適用の特例と併せて適用可能。					

【地方税】 下記の地方税の課税免除又は不均一課税を検討中です。

<県税>	法人事業税	不動産取得税	<市税>	固定資産税
-------------------	--------------	---------------	-------------------	--------------

（※）上記国税の特例のうち、特別償却/税額控除、新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限りです。

3. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、仙台市から指定を受ける必要があります。その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

4. 申請窓口

仙台市経済局産業政策部産業振興課産業立地係
住所：青葉区国分町3丁目6番1号 仙台市役所表小路仮庁舎（仙台パークビルディング9階）
電話：022-214-8276 FAX：022-214-8321
e-mail：kei008030@city.sendai.jp

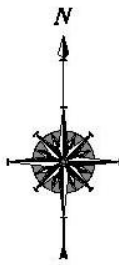
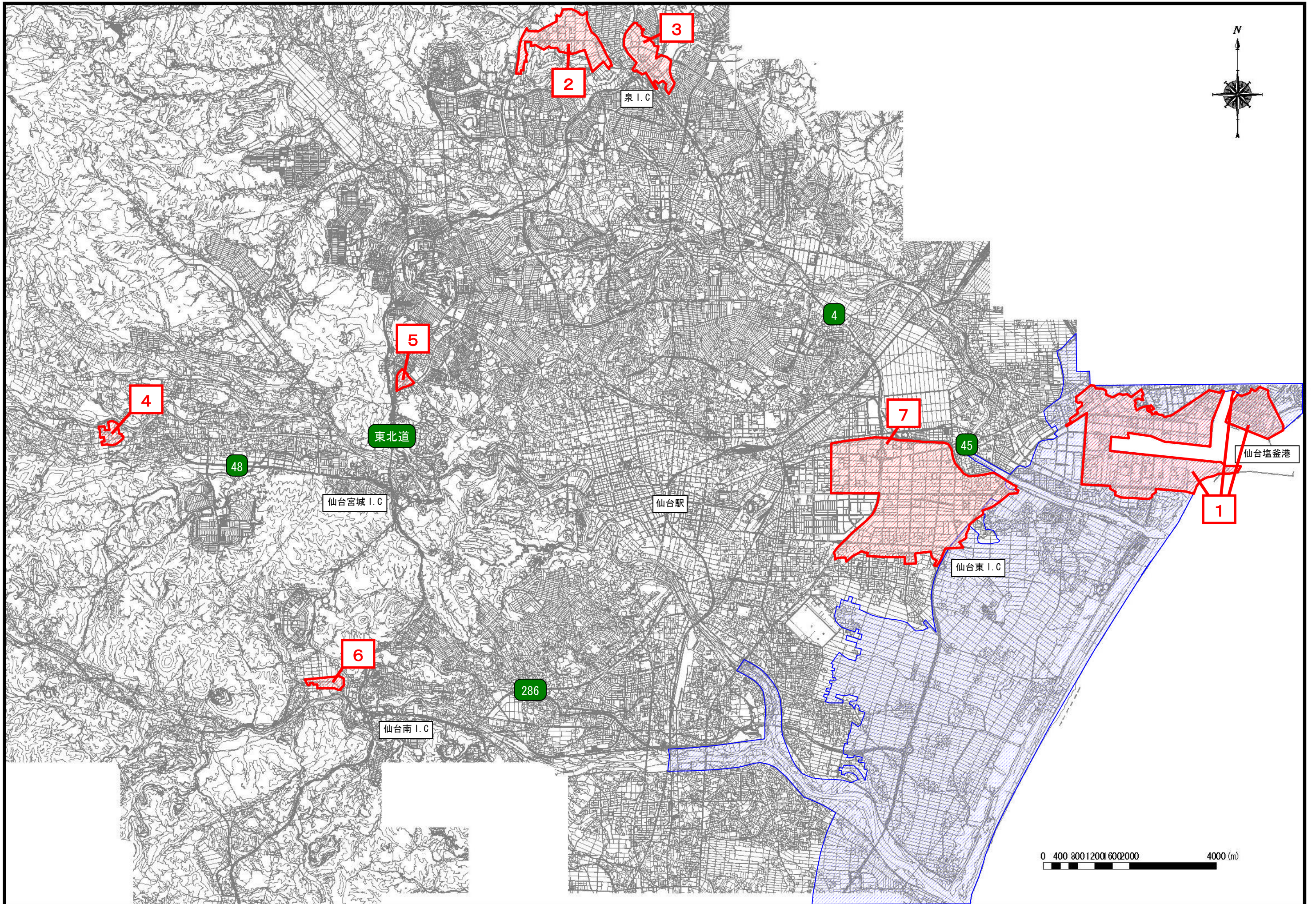
宮城県民間投資促進特区 集積業種一覧

	自動車関連産業	高度電子機械産業	食品関連産業	木材関連産業	医療・健康関連産業	クリーンエネルギー関連産業	航空宇宙関連産業	船舶関連産業
特定業種	311 自動車・同附属品製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	09 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 10 (105たばこ製造業除く)	12 木材・木製品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業	273 計量器・計測器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 296 医療用電子応用装置製造業	1631 石油化学系基礎製品製造業(藻類精製) 171 石油精製業(藻類精製) 291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 295 電池製造業 299 その他電気機械器具製造業のうち太陽電池製造業	314 航空機・同附属品製造業 3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業のうちロケット・人工衛星製造業等の宇宙関連産業	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
関連産業								
11 繊維工業	○				○		○	○
13 家具・装備品製造業				○				
14 パルプ・紙・紙加工品				特定業種	○			
15 印刷・同関連業	○	○	○	○	○		○	○
16 化学工業	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)			○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (上記特定業種、161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)	○ (161化学肥料製造業、1624塩製造業、165医薬品製造業、1692農薬製造業を除く)
18 プラスチック製品製造業	○	○	○		○	○	○	○
19 ゴム製品製造業	○	○			○	○	○	○
21 窯業・土石製品製造業	○	○			○	○	○	○
22 鉄鋼業	○				○	○	○	○
23 非鉄金属製造業	○				○	○	○	○
24 金属製品製造業	○	○			○	○	○	○
25 はん用機械器具製造業	○	○			○	○	○	○
26 生産用機械器具製造業	○	○	○	○	○	○	○	○
27 業務用機械器具製造業	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)			○ (上記特定業種、276武器製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業、276武器製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)	○ (274医療用機械器具・医療用品製造業を除く)
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	特定業種			○	○	○	○
29 電気機械器具製造業	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)			○ (上記特定業種を除く)	○ (上記特定業種、2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)	○ (2961X線装置製造業、2962医療用電子応用装置製造業、2973医療用計測器製造業を除く)
30 情報通信機械器具製造業	○	○			○	○	○	○
31 輸送用機械器具製造業	○ (315産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、319その他の輸送用機械器具製造業に限る)					○		
32 その他の製造業	○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)			○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)	○ (323時計・同部品製造業に限る)
44 道路貨物運送業	○		○	○	○		○	○
47 倉庫業	○	○	○	○	○			
48 運輸に附帯するサービス業	○ (484こん包業に限る)	○ (484こん包業に限る)	○ (484こん包業に限る)	○ (484こん包業に限る)				
50 各種商品卸売業		○			○			
52 飲食料品卸売業			○					
53 建築材料、鉱物・金属材料卸売業	○	○						
54 機械器具卸売業		○			○			
71 学術・開発研究機関	○	○			○	○	○	○

(注)表中の番号及び業種は、総務省が定める日本標準産業分類上の中分類・小分類・細分類と業種にもとづいています。

仙台市内の復興産業集積区域（範囲については、下図もご参照ください）

区域番号	区域名	所在地番
1	仙台港周辺地区	仙台市宮城野区港1丁目から5丁目地内, 中野字上小袋田1, 4, 17, 19, 25, 27, 29, 33, 36, 37, 59, 中野字下小袋田地内, 中野字新沼地内, 中野字沼頭地内, 中野字沼向地内, 中野字駮上地内, 中野字掃沼地内, 中野字新田地内, 中野字四反田地内, 中野字杉本地内, 中野字資田地内, 中野字柳原26, 43, 中野字出花99, 107, 蒲生2丁目1, 2, 31, 32
2	泉パークタウン	仙台市泉区明通2丁目から4丁目地内, 七北田字大沢鳥谷ヶ沢地内
3	泉インターシティ	仙台市泉区七北田字大沢大ヶ沢109-21, 大沢1丁目から3丁目地内
4	松原工業団地	仙台市青葉区上愛子字松原27, 44, 45, 47, 48
5	南吉成リサーチパーク	仙台市青葉区南吉成6丁目4, 5, 6
6	生出地区の 区画整理予定地	仙台市太白区茂庭字宇塚3, 24から36, 茂庭字熊野1, 21から31, 33から43, 45から49, 53, 54, 58, 63, 64, 茂庭字御所川4, 5, 25から32, 36, 37, 茂庭字新熊野47から64, 67から75, 105から108, 129から137, 茂庭字新御所川27から68, 118から161, 169から179, 182から188, 195, 202から215, 茂庭字西55から60, 67, 70から75, 78, 茂庭字曾根19から21, 23, 26から34, 37, 38, 45から48, 茂庭字東1から3, 6, 7, 9から12, 18から25, 34から37, 40, 173, 178から185, 191, 192, 245, 茂庭字本郷37, 39から48, 92, 93, 101, 106から109
7	東部の工業専用地域 ・準工業地域 (扇町、日ノ出町、 卸町東地区)	仙台市宮城野区苦竹2丁目6-1, 6-5, 6-10, 7, 8, 3丁目・4丁目地内, 日の出町1から3丁目地内, 扇町1丁目から7丁目地内, 岡田西町地内, 福室字田中東一番地内, 福室字田中東二番地内, 福室字御蔵前二番地内、福室字御蔵前三番地内, 福室字田中前一番地内、福室字田中前二番地内, 福室字原田一番7, 8地内福室弁当二番12, 16から18, 23, 25, 37, 52, 56, 57, 65, 66, 68, 福室字小原一番1, 2, 4, 6, 9, 15, 16, 24, 福室字小原二番地内, 福室弁当三番13, 27, 岡田字小広目地内, 岡田字北高屋敷地内, 岡田字八間谷地地内, 岡田字南高屋敷地内, 福田町3丁目地内, 福田町4丁目地内, 福田町南1丁目地内, 福田町南2丁目地内, 鶴巻1丁目地内, 鶴巻2丁目地内, 仙台市若林区卸町東1丁目から5丁目, 鶴代町, 六丁の目西町地内, 六丁の目元町2から17, 六丁の目南町地内, 六丁の目東町地内, 六丁の目中町地内, 六丁の目北町地内, 伊在字東通4から8, 10から17, 21, 22, 24, 27, 伊在字東田24, 六丁目字柳堀1から5, 8, 10, 12, 15, 16, 18, 20, 22, 34, 六丁目字柳堀南40, 46, 54, 55, 57, 58, 60, 63, 66, 六丁目字南地内(市街化調整区域除く), 六丁目字赤沼2, 4, 5, 9, 10, 六丁目字細谷地内



0 400 800 1200 1600 2000 4000 (m)